# 令和3年第3回片品村議会定例会会議録第1号

# 議事日程 第1号

令和3年6月4日(金曜日)午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例につい て

日程第 6 議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 7 議案第34号 片品村公告式条例の一部を改正する条例について

日程第 8 報告第 2号 令和2年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 9 報告第 3号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計繰越明許費繰越計算 書について

日程第10 議案第35号 令和3年度片品村一般会計補正予算(第2号)について

日程第11 発議第 1号 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会設置について

日程第12 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会委員の選任について

# 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例について

日程第 6 議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 7 議案第34号 片品村公告式条例の一部を改正する条例について

日程第 8 報告第 2号 令和2年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 9 報告第 3号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計繰越明許費繰越計算 書について

日程第10 議案第35号 令和3年度片品村一般会計補正予算(第2号)について

日程第11 発議第 1号 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会設置について

日程第12 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会委員の選任について

会議録1号用紙

片 品 村 議 会 会 議 録									第 1 日			
			令	和 3	年 6	5 月	4 日					
	出席	5 議員	1 2 名	Í	大 席 譲	差員	名	þ	て員	名		
第	1	番	萩	原	和	典		(	出	席	)	
第	2	番	狩	野	孝	夫		(	出	席	)	
第	3	番	鹿	野	_	郎		(	出	席	)	
第	4	番	千	明	道	太		(	出	席	)	
第	5	番	北	澤	佳	子		(	出	席	)	
第	6	番	星	野	古	弥		(	出	席	)	
第	7	番	千	明		勉		(	出	席	)	
第	8	番	後	藤	眞	平		(	出	席	)	
第	9	番	萩	原	Œ	信		(	出	席	)	
第	1 0	番	髙	山	悦	夫		(	出	席	)	
第	1 1	番	星	野	栄	二		(	出	席	)	
第	1 2	番	飯	塚	美	明		(	出	席	)	

# 説明のために出席した者の職氏名

村 長 澤 志 洋 梅 村 長 子 賢 司 副 金 教 育 長 萩 原 明 富 務 課 長 秀 和 総 倉 田 住 民 課 長 星 野 孝 行 保健福祉課長 Ш 田 貴 広 農林建設課長 村 学 中 むらづくり観光課長 狩 野 久 良 教育委員会事務局長 澤 康 明 梅 給食センター所長  $\equiv$ 浦 さく 子 会計管理者 原 澤 博 美

# 事務局職員出席者

事 務 局 長 戸 丸 権 次 係 長 小 林 由 里

議長(千明道太君) ただいまから、令和3年第3回片品村議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(千明道太君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 星野栄二君及び1 2番 飯塚美明君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

議長(千明道太君) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの8日間にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月11日までの8日間に決定しました。

\_\_\_\_\_

# 日程第3 諸般の報告

議長(千明道太君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

日程第4 一般質問

議長(千明道太君) 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

6番 星野吉弥君。

(6番 星野吉弥君登壇)

6番(星野吉弥君) おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

当村のコロナワクチン接種も村当局関係する職員皆様のたゆまぬ努力により5月24日 以降、65歳以上を対象により接種が始まり、一安心しているところです。

これからも担当課の職員は、全村民への接種終了まで大変な作業が続くと思いますが、お体ご自愛の上、村民のためご尽力をよろしくお願いいたします。

また、県内市町村議会定例会も多くが開催され、一般質問も質問者数等の記事が掲載されています。他の市町村議員に劣ることなく、さらに精いっぱい質問し、さらに提案をしますので、よろしくお願いをします。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

(6番 星野吉弥君 質問席に着席)

議長(千明道太君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

**6番(星野吉弥君)** 6番。

それでは、質問をさせていただきます。

1番の大きな項目として、新型コロナ対策地方創生臨時交付金事業についてであります。 新型コロナウイルス臨時交付対応金で対応した事業の項目数及び総事業費額については、 どのくらいになるかお答えをください。

議長(千明道太君) 村長。

**村長(梅澤志洋君)** ただいまの星野吉弥議員の質問についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る本村の事業は、項目数で43 事業、総事業費については、令和3年度に繰り越して現在も実施している事業があること から、実績値ではお答えすることができませんが、約3億1,000万円を見込んでおり ます。

うち、全てが国の地方創生臨時交付金を財源として充てられる予定であります。

議長(千明道太君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

コロナ関連事業項目で43項目とのこと。村民支援策実施については、多くの村民の方

が喜んでいると思います。小・中学校の学習LAN整備や感染予防対策事業、さらには大学、短大、専門学生に及ぶ支援策、また村内の各業種への支援策と多岐にわたり、担当職員におかれましては、大変ご苦労さまです。

また、ワクチン接種も順調にいけば、当村は10月末までに全村民の終了が予定すると 伺っています。

そこで、村長にお願い提案ですが、私たち議員の思いは同じだと思いますが、2番として、県内町村において、追加での住民支援策として、応援商品券等を一律配布する市町村が見受けられますが、案として、村民一律、もしくは介護保険料負担者のうち75歳以上の高齢者及び高校生以下の子どもたち等を対象に、第2弾の応援プレミアム商品券等の支援策を講ずる考えがあるかどうか伺いたいと思います。

#### 議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) ただいまの星野吉弥議員の質問にお答えいたします。

昨年5月、住民の生活支援として、全村民を対象として、1人につき1万円分の商工会 商品券の給付を行いました。

また、同じく昨年12月からは、村内経済の活性化と村内消費喚起のため、「がんばる 片品村民応援プレミアム付商品券事業」として、プレミアム率100%の商品券を発行し ました。

この2つの事業においては、昨年実施した村の独自事業の中でも、村民の皆様から特に 好評でありました。

さて、こうした商品券事業は、県内の幾つかの市町村においては、これから実施されるようですが、これは昨年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大部分を繰り越して実施するものです。

片品村における昨年度の地方創生臨時交付金については、そのほとんどを昨年度の事業 に充てており、今後こうした事業を行うには、財源の確保が必要となってまいります。

ただし、議員ご提案のとおり、高齢者や若者への支援の必要性は十分に感じており、昨年度に実施した商品券事業のような施策が有効かと考えております。

一般財源を充当した村の単独予算による執行も視野に入れ、さらにはコロナウイルスの 今後の感染状況も考慮しながら、様々な支援策を検討してまいりますので、引き続きご指 導、ご協力をお願い申し上げます。

# 議長(千明道太君) 6番。

#### 6番(星野吉弥君) 6番。

一般財源も限りがありますが、当村からコロナよおさらばの気概を持って、支援策の検 討をお願いし、次の質問に移ります。 ふるさと納税制度は、国の税制改正により平成20年度より導入され、13年目となります。

当村において、当初数年間の寄附額は数百万円程度でしたが、平成27年にふるさと納税ワンストップ特例制度が創設され、急激に寄附件数、金額が増加しています。

そこで伺います。ふるさと納税寄附金の令和2年度寄附金の件数及び金額は、令和元年 度比較でどのような数値か教えてください。

# 議長(千明道太君) 村長。

**村長(梅澤志洋君)** まず、令和元年度のふるさと納税寄附金は1,584件、総額5,283万3,500円でありますが、令和2年度については2,105件、総額5,815万5,000円となっております。したがって、前年度より521件多く532万1,500円ほど多くの寄附をいただきました。

返礼品の中でも、やはりスキーリフト券が1番人気で、寄附件数は484件であり、寄 附金額としては1,879万2,000円分の寄附をいただいております。

2番目に人気の返礼品が尾瀬のおいしい水で、寄附件数は553件、寄附金額が929 万9,000円の寄附をいただいております。

以上です。

# 議長(千明道太君) 6番。

### 6番(星野吉弥君) 6番。

参考資料として、利根沼田管内の市町村実績の平成30年、令和元年度実績を示してみました。他の市町村は、他の市町村として、当村の実績としては片品村ホームページ、寄附の状況を見ていますが、件数、金額とも過去最高のデータを実績として残しております。 貴重な寄附をいただいた方々に心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、関連する質問で、各区紹介分実績が5月村報に掲載されましたが、各区の取扱い件数並びに今後ふるさと納税寄附金を増加させるための手だて、取組案等がありましたら伺いたいと思います。よろしくお願いします。

### 議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) まず、各区における納税の紹介の状況ですが、広報5月号に掲載させていただいた寄附金額合計及び区への還元額につきましては、令和2年1月から12月までの実績額となっており、1区は49件で寄附金額が69万3,000円、区への還元額が寄附金額の3割で20万7,900円であります。

2区は1件、寄附金額4万8,000円、区への還元額が1万4,400円。

3区は9件、寄附金額124万5,000円、区への還元額が37万3,500円。

4 区は 1 2 件で、総寄附金額 5 8 万 9, 0 0 0 円、区への還元額が 1 7 万 6, 7 0 0 円 であります。

- 5区は7件、寄附金額68万8,000円、区への還元額が20万6,400円。
- 6区は10件、寄附金額108万5,000円、区への還元額が32万5,500円。
- 7件は1件の寄附額1万円、区への還元額が3,000円。
- 8 区は15件で、寄附金額34万9, 000円、区への還元額につきましては10万4, 700円であります。

ふるさと納税寄附金を増加させるための手だて、取組についてですが、ふるさと納税の 区への還元制度に関しましては、これまでも区役員会議や広報等でお知らせしてまいりま したが、改めて制度についてご説明し、区への還元金は、各区で実施する事業等に自由に 活用できるなど周知したいと思います。

また、機会を見て、村外の知人や親戚、同窓会や宿泊客といった方々にパンフレットを 配布していただくなど、引き続き積極的に幅広くお願いをしてまいります。

今年度は新たに返礼品として、尾瀬リンゴを100%使用したシードルや万里姫どうふのセット、花咲の湯の岩盤浴にも使用されている貴陽石に関連した商品や尾瀬トマトを100%使用したトマト焼酎についても現在検討しているところでございます。

さらには、村が作成した計画に対し、企業が寄附をすると、税額控除の軽減措置が受けられる企業版ふるさと納税の導入も今後検討しており、多くの企業に対し、広く募集していきたいと考えております。

先ほども申し上げたとおり、毎年寄附金額は増加しており、今後も魅力的な返礼品を随 時追加するとともに、より効果的な宣伝に努め、寄附金のさらなる増加につなげたいと考 えておりますので、引き続きご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 議長(千明道太君) 6番。

#### 6番(星野吉弥君) 6番。

新たな返礼品、さらには企業版ふるさと納税の導入等、より一層のアイデア、工夫を期待しております。

また、5月号広報かたしなにも紹介されましたが、地域おこし協力隊へ大変優れた方が 採用されたと伺っています。ふるさと納税増加への情報発信と今後の活躍をご期待申し上 げます。

また、私からの提案として、村民意見や将来を担う片中生のアイデア募集や税と暮らしではありませんが、中学生議会でのテーマとして提言をいただければ、村民の関心も少しずつ浸透していくと考えます。今後とも村長にはよろしくお願いをいたします。

答弁大変ありがとうございました。

続きまして、教育長に伺いたいと思います。

議長(千明道太君) 教育長、答弁席へ願います。 (教育長 萩原明富君 答弁席に着席)

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(千明道太君) 6番。

#### 6番(星野吉弥君) 6番。

教育長には、私の苦手な分野での質問ですが、各機関の協力をいただき、各参考資料を まとめてみました。

尾瀬高校は昭和37年4月沼田分校として開校、さらに昭和43年4月1日に武尊高校として独立開校し、昨年度末までにおおむね6,000名弱の卒業生を送り出しています。 その半数近くは当村出身の卒業生です。

資料1につきましては、利根沼田地区の中学校卒業見込み者の年次に沿った数字見込みです。以下、資料2から4につきましては、児童・生徒の各動向資料です。

ここで教育長に伺います。

大きな題目として、第2期群馬県高校教育改革推進計画についてであります。

この関係につきましては、群馬県で本年3月に令和4年度から令和13年度までの第2期群馬県高校教育改革推進計画を策定しましたが、現在、利根沼田地区には5校の高校、16学級がありますが、令和13年度においては、学校数は5から2校、学級数は13から9学級の計画がなされております。尾瀬高校は、当片品地元にとって必要不可欠な学校と考えます。存続に向け、今後、学校当局、近隣市町村、同窓会、活性化委員との連携した運動と手法等がありましたら伺いたいと思います。

#### 議長(千明道太君) 教育長。

**教育長(萩原明富君)** ただいまの星野吉弥議員のご質問につきまして、お答えいたします。

現代社会のグローバル化や経済的諸課題、気候変動による災害など、このような予測困難な時代を生きる子どもたちには、答えが一つに定まらない中で課題を発見し、解決に向け自ら考え、多様な人々と協働する力や新たな価値を生み出す力が必要です。

また、生徒の能力、適正、興味、進路希望等が多様化していることから、全ての高校生が安心して高校教育を受けられる体制づくりを進めていくことが必要となり、さらには、 急激に中学校卒業者が減少していくという見込みを踏まえて、群馬県は全県を対象に第2 期高校教育改革推進計画を作成いたしました。

最初に、学校との関わりですが、尾瀬高校と片品中学校は連携型中高一貫教育校に位置

づけられ、尾瀬高校の教諭が定期的な交流授業として一週間に1日中学校へ来校して、 2・3年生の英語、理科、数学の授業や高校教諭の専門性を生かした授業を年間を通して 行っていただいております。

また、中学2年生は尾瀬高生と一緒に武尊山に行って自然観察学習を受け、1年生は自然観察について学ぶ環境講座のほかに、尾瀬高校から大学へ進学、または地元に就職した生徒から進路について話を聞く進路座談会に参加するなど、様々な体験・交流を通して尾瀬高校の魅力を感じていただき、生徒の確保、受入れ及び中学生の進学意識の醸成を図っています。

片品中学校から尾瀬高校への進学状況として、令和2年度末卒業生36名中18名、50%です。令和元年度末卒業生24名中6名、25%、平成30年度末卒業生41名中20名、49%となっており、県内や他の連携型中学校に比べ、尾瀬高校への進学率は高い状況でございます。

村単独の支援としては、公共交通機関の少ない花咲地区から尾瀬高校までの区間、ホームステイしている生徒の通学用に片品村振興公社が運行管理している花咲線を利用してもらうなどの通学支援を行っており、現在では20名以上の尾瀬高生が利用しております。

また、尾瀬高校の存在を改めて村民の皆様に認識していただけるよう、広報かたしなでは「尾瀬高校だより」のコーナーを設け、尾瀬高校や高校生の活動内容や活躍などを紹介をさせていただいております。

第2期群馬県高校教育改革推進計画は、県全体の課題克服へ向けた計画であり、利根沼田全ての高校が対象となります。管内市町村の動向はもとより、各教育委員会の意見交換などで得た情報や片品村教育委員の考えを集約し、尾瀬高校内の組織であるPTAや同窓会、活性化委員会などへ情報提供し、尾瀬高校存続へ向けての協力をしていきたいと考えております。

県の計画の中で「検討に当たっては、地域や学校関係者等との意見交換の場を設定するなどして、地域や県民の理解を得ながら進めていく」とあります。

今後、群馬県の具体案やタイムスケジュールなど情報収集に努めてまいりますので、議員各位のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げ、星野議員への答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### 議長(千明道太君) 6番。

#### 6番(星野吉弥君) 6番。

尾瀬高校内の各組織への情報提供、さらに存続に向け協力していきたいとの答弁、大変 ありがとうございます。

尾瀬高校は開校前、利根・片品両村の強い要望活動により分校として開校した経緯があります。令和13年度目標の第2期群馬県高校教育改革推進計画ですが、多くの村民の方

はご存じないと思いますので、この関係につきましては、目前になって慌てるのではなく 早目に火をつけ、情報提供をする意味の質問も含めてあります。いずれ広報かたしな「尾 瀬高校だより」へ簡潔な情報掲載をお願いしたいと思います。

以上で、私の村長、教育長さんに対する質問を終わりとします。 大変ありがとうございました。

議長(千明道太君) 以上で一般質問を終わります。

\_\_\_\_\_

#### 日程第5 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例について

議長(千明道太君) 日程第5、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例 に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長(梅澤志洋君)** 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、さきに職員数名が不注意により新型コロナウイルスに感染したことに対し、これを村行政の責任者として重く受け止め、令和3年6月1日から令和3年8月31日までの間、特例として村3役の給与について10%の減額を行うため、制定をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制 定については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

議長(千明道太君) 日程第6、議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

村民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、行政手続における押印の廃止及び署名の見直しを行い、併せて字句の整理を行うため、関係する条例について所用の改正をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

# (発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# 議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第34号 片品村公告式条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第7、議案第34号 片品村公告式条例の一部を改正する条例 についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長(梅澤志洋君)** 議案第34号 片品村公告式条例の一部を改正する条例について、 提案の説明を申し上げます。

現在、設置してあります須賀川、中井及び古仲の3か所の告示用掲示板については老朽 化が著しく、また、民有地に単独で設置されております。

このため、村有施設である誠道公民館、下小川集会所及び土出公民館の敷地内へ移設する手続として、掲示板の場所の規定を変更し、併せて字句の整理を行うため、条例の一部 改正をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第34号 片品村公告式条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 片品村公告式条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

# 日程第8 報告第2号 令和2年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長(千明道太君) 日程第8、報告第2号 令和2年度片品村一般会計繰越明許費繰越 計算書についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 報告第2号 令和2年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

この報告は、一般会計において、令和2年度から令和3年度に繰り越して実施する事業 につき、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、報告するものでございます。

内容につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助事業ほか9件の繰越事業について、総額1億2,458万8,000円の繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第9 報告第3号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計繰越明許費繰越計算書に ついて

議長(千明道太君) 日程第9、報告第3号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計繰 越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 報告第3号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

この報告は、下水道事業等特別会計において、令和2年度から令和3年度に繰り越して 実施する事業につき、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、報告するものでござ います。

内容につきましては、北部浄化センター増設実施設計業務ほか2件の繰越事業について、 総額4,365万円の繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

\_\_\_\_\_

日程第10 議案第35号 令和3年度片品村一般会計補正予算(第2号)について

議長(千明道太君) 日程第10、議案第35号 令和3年度片品村一般会計補正予算 (第2号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長(梅澤志洋君)** 議案第35号 令和3年度片品村一般会計補正予算第2号について、 提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,237万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億37万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び諸収入の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、民生費、衛生費、商工費、消防費及び教育費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 議案第35号の質疑以降につきましては、後日の本会議に審議します。

# 日程第11 発議第1号 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会設置について

議長(千明道太君) 日程第11、発議第1号 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会設置についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 千明 勉君。

(議会運営委員長 千明 勉君登壇)

議会運営委員長(千明 **勉君**) 発議第1号 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

戸倉ダムは、昭和47年頃から計画が始まり、利水・治水の共同事業として水資源機構により片品川、利根川の洪水調節及び埼玉県、東京都などへの水道用水の供給を目的として計画されました。

昭和62年、建設事業に着手し、平成10年に環境影響評価に着手、平成14年に環境 影響評価書公告縦覧を行い、平成15年まで一部の付け替え道路等の工事を実施しました。

しかし、平成15年12月、大口の事業費を負担する埼玉県が、水需要の縮小を理由に撤退を表明、東京都なども追随し、最終的な中止が決まりました。中止となりました戸倉ダムの計画では、総貯水量9,400万トンで八ッ場ダムの9割の規模、湛水面積200~クタールで八ッ場ダムの3分の2の規模でありました。戸倉ダムの予定地は水没人家がなく、土地の取得も進み、片品村民は完成を願っていました。

また、計画時の建設費用は1,230億円の予算規模でありました。

本年、令和3年度から始まりました国土強靭化のための5か年加速化対策事業の重要対

策では、近年の頻発化、激甚化する水災害に対応するため、豪雨災害対策として流域治水 という新しい取組が始まりました。集水域に治水ダムを建設して、洪水流量をためること により、河川に集まる洪水のピーク流量をカットすることができ、下流域の被害を最小限 にすることに有効であるとの考え方によるものです。

片品川上流の集水域である戸倉地域に治水目的のダムを建設することは、片品川流域はもとより、下流の利根川流域の被害を最小限に抑える上で役割は大きく、気象災害が大型化している現状を捉えて、再度戸倉ダムの建設の見直し、村民の意向、その必要性を調査・研究するため設置するものであります。

名称は、戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会とする。

設置根拠は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条による。

目的については、次の事項に関する調査、研究を行うものである。

(1) 平成15年に建設中止となった戸倉ダムを令和3年度から始まった国土強靭化のための5か年加速化対策事業を活用して、治水目的での建設の見直し及び村民の意向、その必要性に関する事項、委員の定数は議員全員とする。

調査期間は議員任期満了日まで、議会の閉会中も継続して調査を行う。

以上のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長(千明道太君**) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、発議第1号 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会設置については、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# 日程第12 戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会委員の選任について

議長(千明道太君) 日程第12、戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会委員の選任を行います。

戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時57分 再開

議長(千明道太君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に開催されました戸倉ダム建設の調査・研究特別委員会において、正副委員長の 互選がなされ、その結果が報告されています。お手元にお配りした名簿のとおり決定しま した。

\_\_\_\_\_

議長(千明道太君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時58分 散会